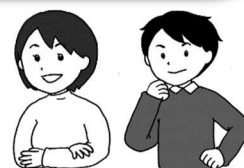


成人教育と人権教育

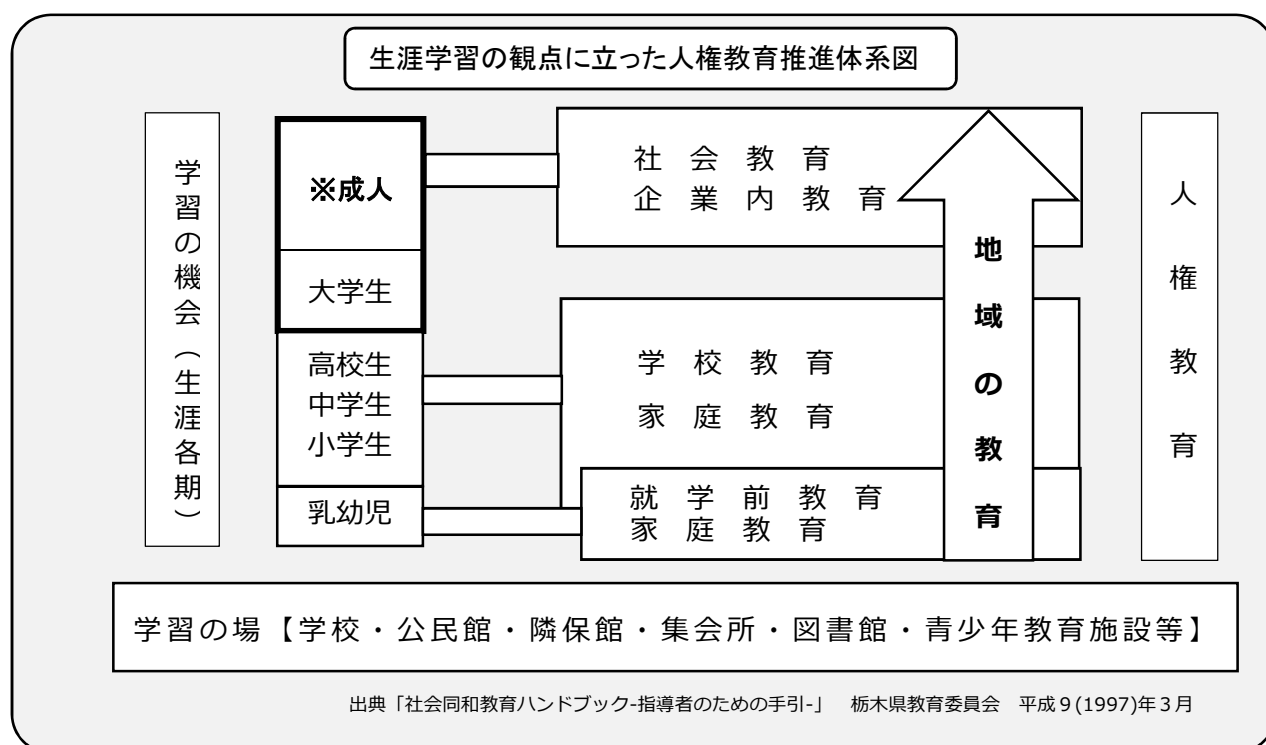


今や私たちは「人生 100 年時代」を迎えようとしています。また、経済の発展や技術革新などによって、生活は便利で豊かになり、個人の余暇時間も増加の傾向にあります。ライフスタイルの変化と高度情報化、グローバル化、少子高齢化など社会情勢が激しく変化する中で、すべての人々が豊かな人生を創造し、一人一人が自分なりに生きがいをもって生きるためには、生涯を見通して常に学習をし続けることが必要になってきています。

また、今日、様々な国際的課題がありますが、その中の特に重要な課題の一つとして、人権問題があげられます。2015年に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、そのなかでは SDGs（持続可能な開発目標）が示されました。アジェンダの前文では「誰一人取り残さないことを誓う」とうたわれ、同じく「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」とも述べられています。これらはまさに SDGs の核に人権があることを示しています。

我が国においても、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題が、現在も存在しています。これらの諸問題を解決していくためには、青少年から高齢者にいたるすべての人々の人権尊重の精神を高めることが重要な課題となっています。

成人を対象とした人権教育では、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権感覚を磨き、日常生活において人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識を高め、人権尊重社会の形成者として必要な資質や能力を養うことが求められています。そのためには、生涯学習の観点に立ち人権教育を推進していくことが大切です。



※初等中等教育を修了した青年を含め、すべての成人を「成人」として示します。

生涯学習の観点に立った人権教育の推進

人権に関する学習は、私たちが「よりよく生きる」ための生涯をとおして取り組むべき学習であり、各世代・各ライフステージにおける必要課題でもあります。また、一人一人の「生き方」に関わる学習でもあるといえるでしょう。

したがって、人権教育の推進に当たっては、「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができるように、人権教育を生涯学習の体系や各世代に適切に位置付け、学習のねらいを明確にしながら、様々な人権問題の解決のために学習が計画的・継続的に行えるようにする必要があります。



ライフステージに応じた学習のねらい

生涯各期における人権に関する学習を効果的に行い、充実させるためには、それぞれのライフステージに応じた学習のねらいを明確にしながら学習に組み込むことが大切です。

- 乳幼児期
- 青少年期

○成人前期

人権問題を自らの課題としてとらえるとともに、日常生活の中で人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立った家庭づくりや社会参画に努めます。

○成人後期

人権尊重社会の形成者として、人権への配慮や態度が行動につながるような人権意識を高め、偏見や差別のない地域づくりや社会参画に努めます。

○高齢期

様々な人権問題を正しく認識し、差別のない明るい地域づくりの相談役等の役割を果たしていけるように努めます。

多様な学習機会の充実

成人教育において人権教育を推進していくためには、それぞれの対象に応じた学習の場を、意図的かつ計画的に設け、あらゆる機会を活用して学習機会の提供を行うことが大切です。

○子育て世代（PTA研修、保護者会、家庭教育学級等） ※事例は18ページ

PTA活動に人権問題に関する学習を位置付け、学校と連携しながら人権教育についての理解を深めます。また、市町等が主催する家庭教育講座等への参加を積極的に促し、人権意識の高揚に努めます。

○地域住民（青年・女性・高齢者学級等） ※事例は19～22ページ

人権問題に関する課題と住民の学習ニーズを踏まえて、地域住民に意図的・計画的に学習機会を提供し、地域における人権意識の高揚に努めます。

○企業・団体等（青年・女性学級 企業研修等） ※事例は23・24ページ

計画的な研修をとおして、すべての従業員を対象に人権意識の高揚に努めます。

○特定職業従事者（行政職員研修・教員研修等） ※事例は25・26ページ

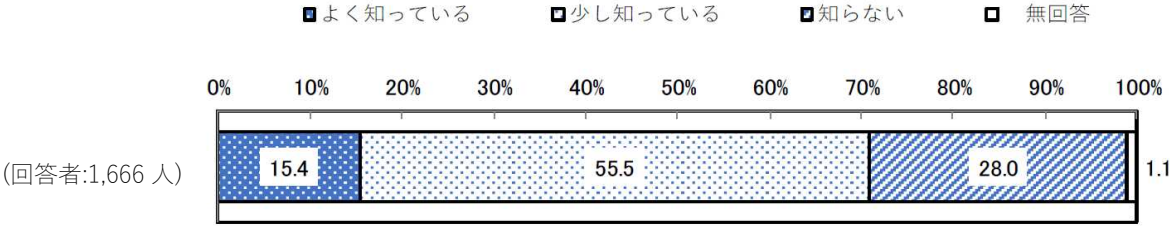
正しい人権感覚を身に付け、人権意識を高め、人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう研修の充実を図るとともに、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるよう努めます。

成人教育において部落差別(同和問題)に関わる学習が求められる理由

(令和2(2020)年度「人権に関する県民意識調査」から)

問 10-1 あなたは、日本社会に「同和地区」「未解放部落」「被差別部落」などとよばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和問題」「部落問題」「部落差別」などといわれる人権問題があるのを知っていますか。

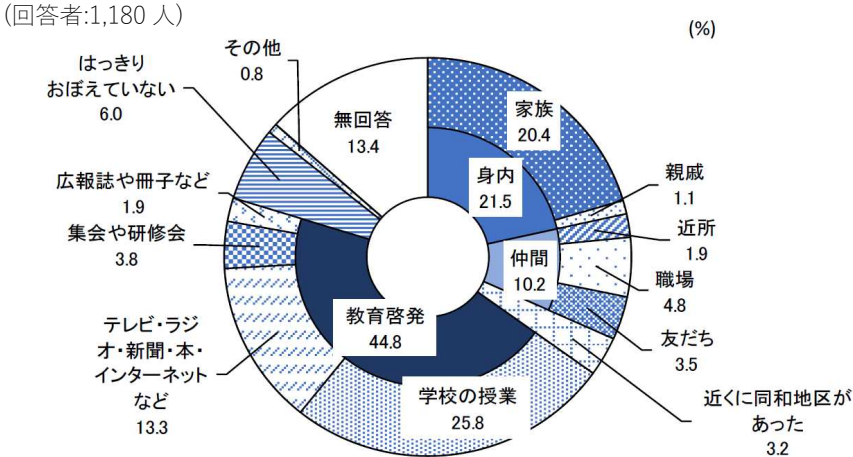
図 2-13 同和問題(部落差別)(認知)



部落差別(同和問題)について、「よく知っている」(15.4%)と「少し知っている」(55.5%)を合わせた『知っている』が70.9%となっています。『知っている』は、平成2年以降減少傾向にあり、今回調査が最も低くなっています。

問 10-2 [問 10-1で「よく知っている」あるいは「少し知っている」と答えた方に対して] あなたが、同和地区や同和問題(部落差別)について、はじめて知ったきっかけは何からですか。

図 2-16 同和問題(部落差別)(知識の提供者)



部落差別(同和問題)をはじめて知ったきっかけについて、全体では「学校の授業」(25.8%)が最も多く、次いで「家族(祖父母・父母・きょうだいなど)」(20.4%)となっています。また、カテゴリー別では、「教育啓発」(44.8%)に次いで、「身内(家族・親戚)」(21.5%)、「仲間」(10.2%)であり、身近な人から聞いたことがきっかけである割合が多くなっています。



部落差別(同和問題)については、学校の授業や各種広報媒体等による教育啓発が重要であるとともに、家庭や地域社会においても、正しい知識を普及し、偏見や差別をなくしていけるよう、成人を対象とした教育啓発を推進していくことが求められています。

教科書から消えた「士農工商」^{しのうこうしょう}

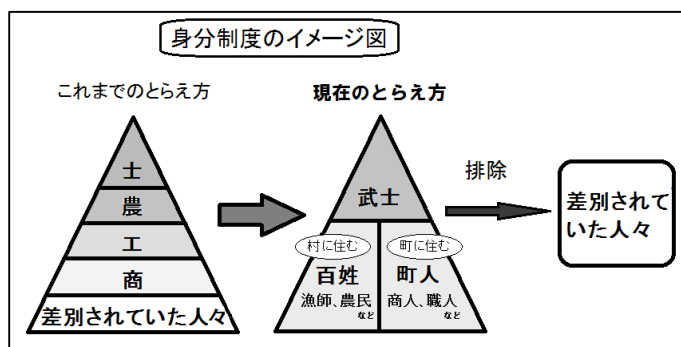
★江戸時代の身分制度★

かつて、近世特有の身分社会とその支配・上下関係を表す用語として「士農工商」という表現が、教科書でも使われていました。しかし、部落史を含む近世史の研究が進められるようになると、江戸時代の身分制度を示した用語として考えられていた「士農工商」は、実際にはこれまでの概念とはかけ離れたものであり、単純に「士農工商」というとらえ方では説明ができないことが分かりました。現在は、「農」と「工商」との身分の上下関係がなかったこと、被差別身分の人々は、社会から排除される差別を受けていましたが、社会の最下層に置かれていたわけではないことも分かってきました。

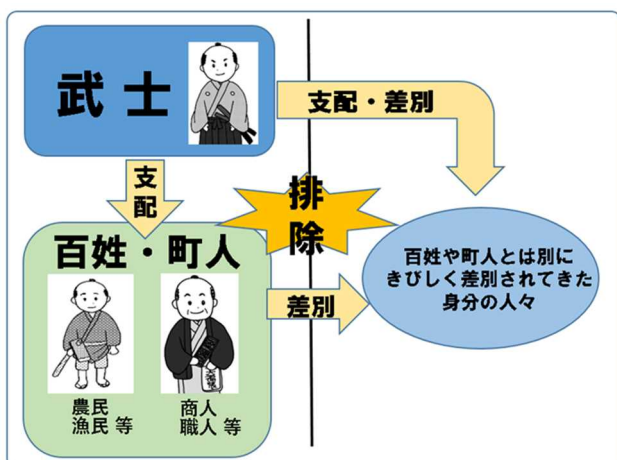
これらのことを受け、現在、江戸時代の身分制度を表現する記述としての「士農工商」の表現は教科書では使用されなくなっています。

★「農工商」から「百姓・町人」へ★

「百姓」とは、もともとは、「一般の人々」という意味でした。やがて、在地領主として武士が登場すると、しだいに年貢などを納める人々を指すようになり、近世には武士身分と百姓身分が明確に区別されるようになりました。実際には「士」（武士）を高い身分におき、武士以外の身分は農村に住む「百姓」、城下町に住む「町人」と分けられ、職業ではなく住む場所によって身分は分けられていました。百姓身分には、漁業や林業に従事する人々もあり、百姓＝農民ということではありません。



★「百姓・町人」とは別にきびしく差別されてきた身分の人々★



以前、教科書では民衆の不満をそらすために差別された人たちの身分をつくったことが記述されていました。これも現在の教科書にはありません。現在、小学校の教科書では、近世以前から差別されてきたという意味を込めて、「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の人々」等と表現しています。中学校・高等学校では、生徒の理解も可能であるという実績によって、別の呼称もあるものの「えた・ひにん」といった当初最も広範囲にあった身分呼称で表記されています。

また、「これらの人々は、きびしい差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などを担って、社会を支えました。」とあります。人々の「生産・労働」、「芸能・文化」に焦点を当てた記述になっており、どのような努力や工夫を重ねて生き抜いてきたかなど、その生き方に学ぶ学習を展開しています。